

赤穂市環境審議会会議録

令和3年8月18日開催

赤穂市環境審議会次第

1 日 時 令和3年8月18日(水) 午後1時30分

2 場 所 市役所204会議室

3 出席者

学識経験者	中村隆彦、中村隆紀、萬代新一郎
市議会議員	南條千鶴子、西川浩司、 榎 悠太、田渕和彦
市民組織の代表者	前田護、中村文代
産業界の代表者	梅本弘幸、谷山甫、平田一典、石橋龍一
公募市民	鈴木栄二、橋本久美子
関係行政の職員	荒谷一平、川口義人、吉村陽
市関係職員	藤本大祐、平野勝則
事務局	(市民部長) 関山善文 (環境課長) 丸尾誠 (環境係長) 中濱祐介 (産業廃棄物対策担当係長) 和田祥平 (環境係) 山下祐哉

4 会議次第

(1) あいさつ

(2) 新委員紹介

(3) 報告事項

・令和3年度版「赤穂の環境」(速報)の概要について

(4) その他

事務局

失礼いたします。本日はお忙しいところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので赤穂市環境審議会を開催させていただきます。開会にあたりまして、萬代会長よりご挨拶申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。コロナで非常に煩わしい、また大雨で非常に鬱陶しい毎日でありますけれども、皆さんお変わりございませんでしょうか。まあ、委員の皆さんの顔を拝見しますとお元気そうで大変嬉しく思います。今日は平日のしかも日中の本当にお忙しい中をこの審議会にご参加をいただきましてありがとうございます。今日の議題につきましては、皆さんにお示ししましたとおり、報告案件 1 件でございます。本来ですと市長の諮問を受けて、皆さんに色々ご意見を頂戴するわけですけれども、今日は報告という事で、むしろ年度初めの審議会ですので代わられた方もいらっしゃるし、顔合わせというのがメインでないかなと思っております。それで議長として何点かちょっと皆さんにお断りと申しますか、ご協力をお願いしときたいなと思います。皆さんマスクをしておられますので、非常に聞こえにくうございます。どうか、言葉は鮮明に少々大きめの言葉で、そして簡単に簡略をお願いをしたいなあと考えております。と申しますのは、やはり委員の皆さん全てに等しくお話をお聞きしたいと考えておりますので、一部の人だけがどんどん喋るという事については、議長権限で制止をさせていただくかと思っておりますのでお許しを願いたいと思います。それでは宜しく願いをいたします。

事務局

ありがとうございました。

本日の委員の方々の出席状況でございますが、資料 1 の名簿をご覧ください。名簿の方のうち赤井委員、寺田委員、柿本委員のお三方より欠席のご連絡をいただいております。また、現段階におきまして、笹倉委員、寺岡委員、堀委員、藤井委員が出席になっておりませんが、欠席の連絡をいただいておりますので、おって出席いただけるものと考えております。そのような状況の中、現在 20 名の出席をいただいております。委員の過半数を超える出席をいただいておりますので赤穂市環境審議会規則第 6 条第 2 項の規定によりまして本会は成立いたしておりますのでご報告いたします。

また、事務局からは本日市民部長の関山、環境係長中濱、産業廃棄物対策担当係長和田、環境課山下、そして環境課長の丸尾が出席しております。どうぞ宜しくお願いいたします。

続きまして、次第の 2、新委員の紹介をさせていただきます。まず市議会議員といたしまして、前田委員、川本委員、山野委員の 3 名に代わりまして南條委員、榊委員、田淵委員の 3 名の委員の皆さまに新たに就任いただいております。次に関係行政機関の職員といたしまして、光都土木事務所長八木下委員に代わりまして荒谷委員でございます。次に光都農林振興事務所長中島委員に代わりまして川口委員でございます。赤穂警察署長藤原委員に代わりまして堀委員でございます。

が現在の所出席はいただいております。次に市関係職員といたしまして、消防長河本委員に代わりまして平野委員でございます。新委員の皆様、宜しくお願いいたします。それではこの後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思っております。宜しくお願いいたします。

会 長

これからは座って申し訳ないですけど進めたいと思っております。本審議会は、赤穂市環境審議会規則第6条第5項の規定によりまして、会議は原則公開といたしております。本日の傍聴希望者は、お一人ですか。お入りいただきください。

(傍聴者入場)

会 長

それと皆さんにお配りした資料を傍聴の方に配布させていただきますけれども、皆さんと同じようにお持ち帰りしていただければよろしいでしょうか。

事務局

構いません。

会 長

はい、ありがとうございます。傍聴の方、色々と事務局の方から説明があったと思いますけれども決められた規則に則って、傍聴を宜しくお願いしたいと思います。

それでは次に規則第6条第4項の規定によりまして議事録署名委員を議長の指名としてお願いしたいと思います。橋本委員、宜しくお願いします。

それでは、議事に入りたいと思っております。次第3報告事項で、令和3年度版「赤穂の環境」の概要について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

失礼いたします。まず「赤穂の環境」の説明の前にですね、一言お礼を申し上げたいと思っております。昨年度環境審議会におかれましては、「赤穂市環境基本計画」の改定ということで諮問をさせていただきました、ご審議いただきました。その結果、無事に環境基本計画が完成いたしました、委員の皆様には何かとご協力をいただきましてありがとうございました。委員の皆様方には冊子になったものをすでに配布させていただいておりますが、今後その計画内容に沿いまして、まずは基本となるこれからご紹介させていただく「赤穂の環境」の中身、いわゆる環境調査を引き続き行いながらですね、それから今話題となっております脱炭素化2050年に向けてゼロカーボンといった方向に向けて引き続き赤穂市として取組を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力をいただけたらと思っております。それでは令和3年度版の「赤穂の環境」の概要、速報になりますが、そちらについては担当よりご紹介させていただきます。

事務局

それでは令和3年度版「赤穂の環境」の概要の速報について、お手元の資料2

に沿ってご説明いたします。また後ろの方にスクリーンを置いております。こちらにグラフ等を表示いたしますので併せてご覧ください。それでは座って失礼いたします。

令和3年度版「赤穂の環境」につきましては令和2年4月から令和3年3月までの令和2年度の結果となっております。現在、編集作業中ですので、速報というかたちでご報告させていただきます。データ集計後、冊子としてまとめたものが完成しましたら、後日、配布させていただきますので、内容の方のご確認をお願いいたします。

まず大気の状態についてご説明いたします。赤穂市においては一般大気監視局といたしまして市内8カ所に設置し、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等の連続測定を行っております。このうち市役所局につきましては、兵庫県の方が設置している監視局となっております。

まず二酸化硫黄についてでございます。令和2年度におきましては市内8監視局の平均値が0.002となっており、近年一定濃度で推移しております。また環境基準との比較におきましても100%の適合率となっております。

続きまして浮遊粒子状物質についてでございます。市内平均は0.013となっており、グラフからも見て頂けるとおりここ数年は大きな変化はありません。また、環境基準との比較においては、適合率は一時間値、日平均値ともに100%となっております。

続きまして二酸化窒素についてでございます。二酸化窒素の市内平均は0.007となっており、市内の平均値の経年変化を見ましてもほぼ横ばいの状況でございます。また環境基準との比較においても100%の達成率となっております。

続きまして光化学オキシダントについてでございます。赤穂市におきましては市役所、それから有年の監視局においてオキシダント濃度の測定を行っております。年間平均値は、0.034ppmとなりました。令和2年度は光化学スモッグ注意報等の発令はございませんでした。今年度におきましても、現在のところ、発令はございませんが、引き続き兵庫県と連携しながら発生時には注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、降下ばいじんについてでございます。赤穂市におきましては市内8監視局に折方と千鳥の2カ所を加えた計10カ所でデポジットゲージ法により測定しております。この降下ばいじんについては環境基準はございませんが、市において環境目標値を設定しております。環境目標値は月間値の平均値が5t/㎥としております。

令和2年度の結果は、年平均値で1.65と令和元年度より減少しており、近年はほぼ同程度で、環境目標値を満たしている状況でございます。

続きまして、微小粒子状物質(PM2.5)についてでございます。PM2.5は、環境基準が設定されており、1年平均値が1㎡あたり15μg以下、かつ、1日平均が1㎡あたり35μg以下という値となっております。赤穂市における測定状況ですが、平成25年11月より兵庫県設置の市役所局において測定を開始しておりま

す。1時間値の年間平均値は1 m³当たり8.4 µgでございました。こちらが令和2年4月から令和3年の3月までの結果になります。いずれの月も35 µg以下の値となっております。PM2.5の濃度が上昇にする際には、県においてPM2.5に関する注意喚起情報が発令されることがございますが、赤穂市が属します播磨西部地域においては、測定を開始以降、注意喚起情報の発信はございません。

続いて水質の状況についてご説明いたします。資料の裏面の方をご覧ください。赤穂市内におきましては一般項目について、河川13地点で年4回、海域11地点で年4回、調査を行っております。また、年1回河川、海域についてより詳しい調査として重金属等の健康項目の分析も行っております。

こちらの方が河川の調査地点でございます。千種川の方が5地点、長谷川で1地点、加里屋川で2地点、新川で1地点、大津川で2地点、塩屋川で1地点、矢野川で1地点、計13地点で調査を行っております。

こちらが、年間の河川の水質調査結果でございます。千種川における環境基準の適合率は、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(DOD)、浮遊物質(SS)が100%、溶存酸素量(DO)が90%、大腸菌群数が30%であり、前年度と比較しますと溶存酸素量(DO)、大腸菌群数の適合率が下がっている状況でした。他の河川につきましては、環境目標値適合率の総合評価では、水素イオン濃度が100%、生物化学的酸素要求量、溶存酸素量が96%、浮遊物質が89%、大腸菌群数57%という状況でございました。

こちらのグラフは環境基準が設定されています千種川の水質について、旧坂越橋地点における年平均値の経年変化を示しております。全体的に安定した状況で推移しておりますが、浮遊物質については河川改修工事等の影響により変動があるという状況になっております。

続きまして千種川精密調査についてでございます。千種川については、水素イオン濃度や浮遊物質など一般的な項目以外に重金属類や有機塩素系物質、農薬等について年1回、有年橋と高雄橋下流地点で調査を行っております。健康項目と呼ばれる27項目すべて環境基準を満たしております。ダイオキシン類についても調査いたしましたが、環境基準1に対しまして有年橋で0.036、高雄橋で0.040という結果になってございました。

続きまして、海域の水質調査についてでございます。海域につきましては、こちらの11地点で年4回調査を行っております。このうち4地点で年1回水質の有害物質などのより詳しい調査、それから隔年で底質の調査の方も行っております。こちらが各地点の平均値の経年変化でございます。化学的酸素要求量が2.7という値になっており、環境基準の2を上回っている状況でしたが、近年は2~3の間で推移している状況でございます。

最後に、海域の水質精密調査についてでございます。年1回行っております重金属等の健康項目において全て環境基準以下でございました。

以上で令和3年度版「赤穂の環境」の概要の説明を終わらせていただきます。

会 長 只今事務局の説明は終わりました。皆さんからご意見なり質問をお受けしたいと思います。どなたからでも結構でございます。はいどうぞ。

委 員 河川の大腸菌群数の適合率が57%という事は、適合している時が43%という意味ですか。

事務局 こちらの適合率の57%の意味というか出し方なんですけれども、まず、河川の調査につきましては、各地点で年4回行っております。その1回の調査の結果ごとにこちらが定めている環境目標値と比べて多いか少ないかというのを比べております。そのデータを全て、ここに書いているのは千種川以外の地点の河川の全ての数字になるんですけれども、千種川以外の河川の年4回の調査における適合しているか、していないかというのを積み上げると全部のデータの内57%は適合していた、目標を満たしていた状況であったという事になります。

委 員 千種川の場合は30%なんで、10回測って適合していたのが3回と、7回は適合値を超えてると。

事務局 そうですね。意味合いとしてはそういうことです。回数は千種川の中でも5地点とかしていますので、回数はずっと多くなるんですが、意味合いとしては、30%というのは10回中3回は満たしていて、7回は満たしていないということでございます。

委 員 千種川のような大きな河川で大腸菌群数が基準を満たしていないということは、上流に水洗トイレ処理ができていないところがあるということですか。

事務局 こちらの菌群数におきましては、委員おっしゃるとおり、どういった意味合いで調査をしているのかというのは、いわば下水道の整備によって整備ができないところで、いわゆる糞尿だとかそういったものが河川に流出して高くなる傾向があるということで菌群数という数字を見ているんですけれども、この書いてあるとおり大腸菌群数、群数という考え方がですね、大腸菌以外にも色々な菌群を含んだものになっております。非常に糞尿だけをターゲットにしたものということになると、糞便性大腸菌というかなり精密な調査が必要になりますので、それを簡易的に大腸菌も含めた似たような作用をする菌群を菌の集まりという形で大腸菌群数という指標で評価することになっております。実際今、下水道の方はかなり整備がされておりますので、いわゆる糞尿がそのまま千種川に流れているという状況は基本的にないかと思っておりますので、この辺の菌群数については、それ以外の例えば土砂が流出したり、いわゆる腐葉土みたいなそういった非常に発酵が進んだような土由来の菌というのも大腸菌群数のところに関わってきておりますので、そういったものの作用によって適合率としては低くなって

いる状況だと認識しております。

委員 そうしますと千種川は水泳に適さないという解釈になりますか。

事務局 水源に適するかどうかという話になりますと、水道法という法律に則った基準がございますので、それに適合する形で取水を行って、いわゆる上水、飲料水として適正になるよう浄水場の方で処理を行って出していますので、この環境調査の内容をもって水源に適する適さないというのを評価するものではない状況でございます。

委員 水源ではなく、泳ぐのに適さないかということです。

事務局 失礼しました。水泳ということになると大腸菌群数だけではなくて、いわゆる工場の排水とかも混じっている状況ではありますし、赤穂市内だけではなくて上郡・佐用・宍粟ともっと上流から色んなものを含んで流れてきてますので、基本的には遊泳禁止の部分も非常に多いと思いますが、そのまま遊泳して口に入るといのはあまりよろしくはないと思います。

会長 はい、委員よろしいですか。他にございませんか。

 他に無いようですので、それでは次第4その他に入りたいと思います。事務局何かございましたか。

事務局 はい、失礼します。事務局より産業廃棄物最終処分場設置計画の現在の状況を説明いたします。座って失礼します。資料3をご覧ください。

 西有年における産業廃棄物最終処分場設置計画に係る令和2年6月4日受付の県照会に対し、本年6月24日付けで、回答を兵庫県西播磨県民局に提出いたしました。

 まず計画の概要ですが事業者は大阪府に所在する株式会社東洋開発工業所になります。計画内容は管理型産業廃棄物最終処分場の設置。設置場所は赤穂市西有年字大山峠南3011-119外になります。

 兵庫県からの照会事項は（1）周知範囲・周知方法について（2）生活環境保全上の措置について（3）地域計画上の事項について（4）関係法令手続きについてになります。

 次に回答内容について説明いたします。（1）周知範囲・周知方法について、水利用や周辺への影響などの観点から、周知範囲について、赤穂市全域の市民及び農業、漁業をはじめとする全ての産業の関係者といたしました。また、赤穂市外の関係団体にも周知する必要があるとしています。

 （2）生活環境保全上の措置について、生活環境保全上の措置については、事前協議書で確認できない事項等について、対応及び疑義の解消を要求しておりま

す。個別の内容については、量が多いため割愛させていただきます。ちょっと飛ばすけれども6ページをご覧ください。

(3) 地域計画上の事項について、地域計画上の事項として、計画地の土地利用エリア区分の基本的方向を説明し、また、当該地区は本市の取水地の上流に位置することから、千種川水系の保全涵養と水源保護の観点からも、当該地区における産業廃棄物最終処分場の設置は望ましくないものと考えてしております。

(4) 関係法令手続きについて、関係法令手続きについては、この計画が仮に進行した場合における必要な市所管の行政手続きについて記載しております。

以上が、回答内容の概要です。回答にあたりまして、今回回答内容と市の考え方を市民の皆様にも周知するために動画を作成いたしましたので、ご覧ください。

(動画上映)

事務局

ありがとうございます。動画内でもちょっとあったのですが、こちらの回答内容と動画については市のホームページに掲載しております。次第4のその他については説明以上となっております。

会長

はい、只今事務局の説明がございました。ご意見なり要望があればお聞きしたいと思います。どなたからでも結構です。どうぞ宜しくお願いします。
ございませんか。

委員

先程の令和3年6月24日付けで提出したというのですが、この回答はいつ頃もらえるのですか。

事務局

県に回答を出しましてそこから回答という流れにはならないです。

委員

分かりました。

会長

他にございませんか。それでは他にご意見ございませんので、これにて審議会を閉じたいと思います。もし皆さんの中で、今日の議題以外に何かお話があるようだったらちょっと承りたいと思いますけれどもございますか。

副会長

今年3月に環境基本計画(案)について、この審議会から答申をさせていただきました。その中で1つちょっとお聞きしたいのが、3つある項目の中で「計画の内容について市・事業者などの対象者に分かりやすく情報提供をし、理解と協力が得られるよう努められたい」というこの審議会からの意見というか答申であったわけですが、このことについて策定後どのように取り組まれているか、また今後どのような取組をされる予定なのか、もし分かったら教えて欲しいと思うんですが。

事務局

はい、失礼します。先程少し申し上げたのですが、昨年度環境基本計画をご審議いただきましてありがとうございます。この環境基本計画改定版につきましては、委員の皆さまに4月に冊子になったものをお配りさせていただきましたけれども、同じ時期にですね、まず市の方としましては記者発表でその内容の概要をご報告させていただいて、報道の方に発表させていただいております。そのタイミングで市のホームページの方にも全文が確認できるように公開いたしております。そのほか市の公共施設、公民館や図書館で閲覧が可能になるようにしております。それから特に計画の中で温室効果ガスの関係の話がありますので、特に事業者への理解を得るといふか、情報提供というのは非常に重要になってくる部分かとは思いますが、商工会議所さんの方で事務局を持っております赤穂環境保全協議会という市内の主だった企業の環境担当の方が集まっていたり協議会があるんですけれども、そういった中では昨年度計画を策定している段階から情報提供をさせていただいております。色んなご意見を頂きながら内容を詰めたものにはなっております。当然この4月以降完成した後ですね、概要版の方を配布するとともにホームページで公開している内容をお伝えさせていただいております。その他工場の担当の方とお話しする機会が環境課は非常に多いですので、そういった機会に色んな情報提供であるとか情報交換・意見交換というのをさせていただいております。今後に関しましては、今このコロナ禍ということで、何かこう環境イベントみたいなものをするとかいうのは非常に難しい状況なので、そういった形で広報ができるかというのは非常に難しいところではあるんですけれども、いろんな形で情報提供ができるようにということで努めていきたいと考えております。

副会長

ありがとうございます。一番は市民のみなさんにできるだけ分かりやすい情報を今後とも提供していただくようお願いをしておきます。ありがとうございました。

会 長

ほかにございませんか。はいどうぞ。

委 員

昨年から今年にかけて国のゼロカーボン、脱カーボンに対する動きが非常に急激になっておりまして、2030年には46%の炭素ガスという目標が設定され、これはもう今後政治がどう変わろうとも絶対的な目標になったと思います。そうすると赤穂市に対する要求も大変になります。例えば市の施設の屋根とか遊休地の50%に太陽光発電を設けるといふことが環境省から既に出ていると思います。それに対して、PPAで実現するのか、環境省が来年設定するといわれている補助金を利用して設置するのか、その辺非常に判断が大事なところです。今から実際に太陽電池が置ける所がどれだけどんな所にあるか調査をして、あまり遅れないようにその目標を達成していただきたいと思っております。こういうことは、

あまり先行してもかえって無駄になることもあるので、丁度いい速度ですね。PPA でやれば市のお金を一切使わないで炭素ガスが削減できます。その代わり、市の電力使用料金に対するメリットはないですね。補助金、大体30%の補助金が出ると思うんですけども、炭素ガス削減と市の電力量が削減できます。だけれども市がその設備投資のお金を出さねばなりません。ということで、どちらが良いのか考えどころだと思います。以上です。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり今どうやって市の公共施設に再生可能エネルギーを導入していくかというのは市としての課題になっております。おっしゃるように PPA 事業を用いて導入だとか色んな補助金を使って導入していくのか、具体的な方針というのは今現在はちょっと持ってないんですけども、平成23年頃よりですね、その頃から公共施設の耐震化の話が出ておりまして、その学校だとかの耐震化の工事の際にはですね、耐震化の工事、屋根の改修というところも併せて太陽光発電が導入できる施設というのをその時にピックアップしまして、導入できる施設には今順次導入している状況です。それから耐震化に合わせまして、幼稚園等で一部建て替えしたところもありますので、そういった所には設計段階で導入していった設計をして導入を進めている状況でございます。今後も大規模な施設ですと、給食センターの建て替えの話が今議論しているところですし、そういったところで新たに公共施設を建てる際には再生可能エネルギーを導入した形で設計をしていただいて、公共施設への導入を促進していくという形で検討していきたいと考えております。国の方針のパーセンテージにどれだけ満たしているかというところまでは正直まだちょっと比較はできてないんですけども、そういった指針に沿うように導入というのを進めてまいりたいと考えております。

会 長

他にございませんか。無いようですので、これにて本日の審議会を閉じたいと思います。最後に副会長から閉会のご挨拶を申し上げたいと思います。

副会長

失礼いたします。本日は大変お忙しい中、また新型コロナウイルス感染拡大の心配がある中、ご出席していただきまして本当にありがとうございました。事務局の方から「赤穂の環境」についての説明があったわけですけども、一部意見があったように水質の方で適合率が少し悪いというところもありましたが、ほぼ良好な水準で推移していると思っております。今後とも、この赤穂の良い環境を続けていくために市民・事業者それから市の皆さんが協力して進めて取り組んでいっていただくことが大事かなと思っています。本当に今日はいろいろご意見を頂きました。ありがとうございました。ご苦勞様でした。以上です。

(午後2時15分閉会)